

令和6年12月18日（水曜日）

予算決算委員会全体会

議会会議室

出席委員

委員（42人）

欠席委員

高見千咲、西村しのぶ、八木隆次郎

予算決算委員会付託議案

- ・議案第129号 専決処分の承認について（令和6年度姫路市一般会計補正予算（第5回））
- ・議案第130号 令和6年度姫路市一般会計補正予算（第6回）
- ・議案第131号 令和6年度姫路市水道事業会計補正予算（第1回）

再開

9時56分

分科会長報告について

9時56分

文教・子育て分科会長報告

議案第130号、令和6年度姫路市一般会計補正予算（第6回）のうち、文教・子育て分科会関係については、出産・子育て応援給付金給付事業費についてであります。

本補正予算は、出産・子育て応援給付金が、令和7年度より、子ども・子育て支援法上、妊婦のための支援給付に制度改正されることに伴い必要となるシステム改修のため409万2,000円を増額補正するもので、その改修内容は、現行では出生した子ども1人当たり5万円を養育者に支給している出産後の給付金が、妊娠している胎児1人当たり5万円を妊婦に給付する仕組みとなることから、その支給方法の変更に対応するとともに、新たに流産・死産した場合も産後給付の対象となることから、給付対象者の資格管理の変更に対応するものであります。

分科会において、本市における流産・死産の件数は把握できているのか。

また、流産・死産を経験された人に対し、経済的な支援だけでなく心のケアも必要と思われるが、どのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、死産の場合は市に届け出る必要があり、その件数の把握ができるが、流産の場合はその必要がないため、母子健康手帳の交付数と出

生届の届出数を比較することで一定の件数は見込めるものの、転入や転出もあることから正確な数字は把握することができない。

また、心のケアを必要とする人に対してはグリーフケアの窓口につなぐなど、健康福祉局と連携しながら必要な支援を行っていききたい、とのことであります。

厚生分科会長報告

議案第130号、令和6年度姫路市一般会計補正予算（第6回）のうち、厚生分科会関係については、愛の基金積立金についてであります。

本補正予算は、姫路市愛の基金について、当初予算額2,000万円を大幅に上回る2億9,400万円の寄附があったことから、同額を増額補正しようとするものであります。

分科会において、このたびの多額の寄附金について、愛の基金に積み立てた後、どのように活用しようと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同基金は金融機関への預金等により運用し、その運用益を様々な福祉事業の実施に要する経費に充当するものであり、このたびの寄附金についても同基金に積み立てて運用したいと考えている、とのことであります。

これに対して、委員から、金融機関の預金金利が低水準で推移しており、有利な運用が難しい状況であると思われるが、同基金を適正に運用し、運用益については、援護を必要とする多くの市民に喜ばれるよう、しっかりと活用されたい、との意見がありました。

経済観光分科会長報告

議案第130号、令和6年度姫路市一般会計補正予算（第6回）のうち、経済観光分科会関係については、債務負担行為補正中、中心市街地活性化基本計画推進事業費についてであります。

本補正予算は、令和7年度に開催される大阪・関西万博の期間中、Himeji大手前通りイルミネーションを実施するに当たり、令和6年度内に万博期間用特別演出の内容検討や早期PRを実施する必要があることから、期間を令和7年度まで、限度額を2,350万円とする債務負担行為を追加しようとするものであります。

分科会において、同事業により、インバウンド需要の獲得やまちなかの回遊性の向上、夜間滞留時間の延

長による観光消費の増大などを図るとのことであるが、万博のインバウンドを本市に呼び込むに当たり、どのようなイルミネーションにしようと考えているのか。

また、イルミネーション実施の効果をどのようにして測ろうと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、点灯範囲は大手前通り沿いのクスノキ 50 本とし、万博のイメージを踏まえた LED デザインを検討している。

また、令和 5 年度のイルミネーションでは、開催前及び開催期間中に大手前通りの東西 8 か所で通行量調査を実施しており、今回も同様の方法で事業効果を測定したいと考えている、とのことでありました。

これに対して、委員から、事業効果が最大限発揮されるようしっかり取り組むとともに、費用対効果の検証にも努められたい、との意見がありました。

建設分科会長報告

まず、議案第 130 号、令和 6 年度姫路市一般会計補正予算(第 6 回)のうち、建設分科会関係については、既設住宅改善事業費における繰越明許費補正についてであります。

本補正予算は、市営花北住宅の空き住戸改修工事について、設計業務に日数を要し、令和 6 年度内に工期を確保できないことから、3,800 万円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

分科会において、設計業務に日数を要した理由とはどのようなものであったのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、当該設計業務に係る委託契約の入札を実施したものの二度も不調に終わり、その都度、仕様変更を行う必要が生じたことから、委託契約の締結までに日数を要したものである、とのことでありました。

次に、議案第 131 号、令和 6 年度姫路市水道事業会計補正予算(第 1 回)についてであります。

本補正予算は、水道料金に係る検針、料金収納等の業務を包括的に委託する営業関連業務包括委託の契約更新に伴う債務負担行為の設定であります。

委員から、業務委託による水道事業の経営効率化は必要と考えられるものの、水道事業の根幹となる部分は引き続き本市が担われたい、との意見がありました。

総務分科会長報告

議案第 130 号、令和 6 年度姫路市一般会計補正予算(第 6 回)のうち、総務分科会関係については、債務負担行為補正中、情報通信施設整備事業費についてであります。

同事業費については、播磨圏域連携中枢都市圏の 5 市 6 町で協働運用する播磨姫路救急搬送システムの契約更新に伴い、入力支援ツールの導入や救急傷病者情報の電子化、現在整備中の高機能消防指令システムとの連携など新たな機能を追加するため、令和 7 年度にかけて 6,200 万円を限度額とする債務負担行為を追加設定しようとするものであります。

分科会において、同システムは、令和 3 年度の構築運用予算が約 2,300 万円であったのに対し、更新経費がかなり高額になっているが、どのような理由によるものなのか。

また、導入の目的である搬送困難事案の解消等において、どれぐらいの効果が出ているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同システムの導入時の応札価格がかなり低かったことに加え、昨今の物価高騰や、傷病者情報の電子化機能を付加したことなどから更新経費が高額となったものである。

また、同システム導入後、各医療機関の傷病者の受入れ人数が増加するとともに、8 割を超える医療機関で応需率が上昇するなど、徐々に効果が表れている。

さらなる更新整備により、医療機関と傷病者の情報を早期に共有する仕組みをつくり、引き続き、搬送困難率の低減や搬送先の分散、現場滞在時間の短縮等に取り組みたいと考えている、とのことでありました。

これに対して、委員から、同システムの更新によって、救急業務の課題解消により一層努められたい、との意見がありました。

分科会長報告に対する質疑

10 時 11 分

質疑なし

付託議案審査について

10 時 11 分

・議案第 129 号、議案第 130 号及び議案第 131 号、以上 3 件については、いずれも全会一致で承認または可決すべきものと決定。

委員長報告について

10 時 13 分

- ・正副委員長に一任することに決定。

令和 6 年度姫路市一般会計補正予算（第 7 回）について **10 時 14 分**

総務局 **10 時 14 分**

説明

- ・令和 6 年度姫路市一般会計補正予算（第 7 回）

質問 **10 時 19 分**
(質問)

本市の職員等の給与改定を行うため必要となる報酬給与費の所要額について補正予算を計上しているが、その補正額がマイナスと計上されている費目が幾つかあるのはなぜなのか。

(答弁)

現在、4 月から 12 月まで給与の支給を行っているが、当初予算編成時からの組織改正や人事異動等により各局の人員に変動があったため、給与改定による増額補正後においても、予算の過不足が見込まれる項目について予算総額の増減を生じないよう、各科目間で調整し計上したものである。

(質問)

国の給与改定の内容を踏まえ、現時点で可能な限り実態に合わせた結果、マイナスと計上されているのか。

(答弁)

そのとおりである。

総務局終了 **10 時 22 分**

健康福祉局 **10 時 22 分**
説明

- ・令和 6 年度姫路市一般会計補正予算（第 7 回）

質問 **10 時 27 分**
(質問)

価格高騰生活支援給付金給付事業費について、給付金の支給対象世帯は約 6 万 7,000 世帯ということだが、そのうち子どもは何人程度いるのか。

(答弁)

住民異動情報の取込み等の時期により若干の前後はあるものの、子ども加算の対象となる 18 歳以下の子どもは、約 5,000 世帯に 9,000 人強いると想定している。

(質問)

当該給付金の支給等補助業務委託について、どのように業者選定を実施する予定であるのか。

(答弁)

本来であれば入札やプロポーザル等を実施する必要があるものの、令和 6 年 12 月 17 日に国のほうで重点支援地方交付金の補正予算が成立したところであり、今後本市でも補正予算を早急に編成し委託契約業務に取りかかるとなると準備期間が十分確保できないことから、一者随契を考えている。

(要望)

このたびの状況から一者随契も仕方がないと思うが、本来であれば入札が妥当であり、適正な価格で契約を締結されたい。

(質問)

一者随契は、過去に実績のある事業者と行うのか。

(答弁)

過去に何度も同様の給付金事業を実施しており、そのときと同じ事業者に委託しようと考えている。

当該事業者は、コールセンターの設営や窓口応対、書類の審査等に関して既にノウハウがあり、人員確保の点からも、限られた期間に業務を履行できるのは当該業者しかいないのではないかと考えている。

健康福祉局終了 **10 時 30 分**

閉会中継続調査について **10 時 30 分**

- ・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

閉会 **10 時 31 分**